

宇土市運動公園  
宇土市民体育館  
宇土市武道館  
宇土市スポーツセンター  
立岡総合グラウンド

## 指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、「指定管理者制度」が創設されたところです。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間企業や各種法人、その他民間団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理運営を行なう指定管理者となることが出来ます。また、指定管理者に利用許可の権限など基本的な施設管理権が付与される制度であることから、制度の導入により、指定管理者の主体的な創意工夫を期待するものです。

宇土市では、公の施設である「宇土市運動公園」、「宇土市民体育館」、「宇土市武道館」、「宇土市スポーツセンター」、「立岡総合グラウンド」（以下「社会体育施設」という。）についても、設置目的をより効率的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、宇土市都市公園条例（昭和51年6月17日宇土市条例第37号）第14条、宇土市民体育館条例（昭和55年6月19日宇土市条例第19号）第18条、宇土市武道館条例（昭和53年3月16日宇土市条例第5号）第12条、宇土市スポーツセンター条例（平成15年3月27日宇土市条例第13号）第16条、宇土市民グラウンドの設置等に関する条例（昭和49年9月10日宇土市条例第51号）第8条及び宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年宇土市条例第19号）第3条の規定に基づき、社会体育施設の指定管理者を募集します。

### **1 対象施設の概要**

#### (1) 名称

- ① 宇土市運動公園【グラウンド・テニスコート・ウォーキングコース・市民プール・弓道場・駐車場・子ども広場・慰霊塔（塔及び墓誌等を除く周辺の植栽）】
- ② 宇土市民体育館【アリーナ・会議室・事務室・研修棟・駐車場】
- ③ 宇土市武道館
- ④ 宇土市スポーツセンター【体育館・テニスコート・キャンプ場・プール】
- ⑤ 立岡総合グラウンド

#### (2) 所在地

- ① 宇土市運動公園 宇土市旭町375番地
- ② 宇土市民体育館 宇土市旭町504番地
- ③ 宇土市武道館 宇土市旭町500番地
- ④ 宇土市スポーツセンター 宇土市花園町523番地2
- ⑤ 立岡総合グラウンド 宇城市松橋町古保山584番地

#### (3) 施設の設置目的、役割等

- ① 宇土市運動公園 本市の区域内に居住する者の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする。
- ② 宇土市民体育館 市民体育の振興及び文化の高揚を図ることを目的とする。
- ③ 宇土市武道館 武道の振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

- ④ 宇土市スポーツセンター 市民体育の振興及び文化の高揚を図ることを目的とする。
- ⑤ 立岡総合グラウンド 市民のスポーツ振興及び体位向上を図ることを目的とする。
- (4) 施設の内容、規模等  
別添「個別施設仕様書」のとおり
- (5) 現在の管理運営体制  
NPO 法人うとスポーツクラブ
- (6) 施設の利用実績

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	113,220人	192,301人	243,936人	224,495人	154,423人
指定管理料	34,971,429円	34,971,429円	36,000,000円	36,277,777円	36,666,666円
利用料金収入	7,988,923円	12,873,267円	15,207,077円	16,382,782円	11,623,550円
その他収入	2,679,720円	2,973,644円	1,294,183円	1,377,322円	3,189,468円
収入計	45,640,072円	50,818,340円	52,501,260円	54,037,881円	51,479,684円
支出計	45,560,097円	50,760,983円	52,418,585円	53,899,238円	51,375,563円
収支	79,975円	57,357円	82,675円	138,643円	104,121円

## **2 施設管理運営と指定管理者選定に当たっての基本的な考え方**

社会体育施設は統一的な管理運営が必要であるため、全施設併せた募集をするものとし、指定管理者の指定選定も全施設併せて審査します。

## **3 指定管理者が行う業務等**

- (1) 指定管理者は、次の業務を行うものとします。
  - ① 施設全般の管理運営に関する業務
    - 利用申込の受付等に関する業務
    - 利用料金等の収受に関する業務
    - 利用者の案内等に関する業務
    - 年間運営計画の策定に関する業務
    - 植栽管理に関する業務
    - 施設・設備・器具及び備品の清掃・維持管理・安全管理に関する業務
    - 電気料、ガス代、水道料の光熱水費等の支払いに関する業務
  - ② 生涯スポーツ振興事業の実施に関する業務
    - 5ヵ年及び単年度事業計画の作成に関する業務
    - トレーニングルーム開放事業の実施に関する業務
    - スポーツ情報や資料の収集及び提供に関する業務
    - その他生涯スポーツ振興に関する業務
  - ③ スポーツ行政への協力業務
    - 施設の事前確保に関する業務
    - 優先利用に係る利用調整に関する業務
    - スポーツ施設運営全体調整に関する業務
    - 市民向け広報等に関する業務
    - スポーツ行政に対しての協力に関する業務
    - 宇土市内のスポーツ関係機関との連携に関する業務
    - 地区体育施設・学校体育施設使用料徴収還付等並びに鍵管理に関する業務
  - ④ 指定管理に付随する業務

施設の総務・経理に関する業務

人員配置に関する業務

安全管理・防災・緊急時の管理に関する業務

指定管理施設に対する調査報告に関する業務

宇土市公共施設予約システムによる管理運営

⑤ 自主事業の企画及び実施

トップレベルの大会等の誘致に関する業務

スポーツ大会やイベントの開催に関する業務

⑥ その他施設の管理運営に関して、宇土市が必要と認める業務

(2) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

①社会体育施設各条例及び関連規則等

②地方自治法，同施行令，同施行規則ほか行政関係法令

③労働基準法，労働安全衛生法ほか労働関係法令

④建築物における衛生的環境の確保に関する法律，同施行規則，水道法，同施行規則，建築基準法，消防法，同施行規則，電気事業法その他施設，設備の維持管理又は保守点検に関する法令

⑤その他

- ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、宇土市個人情報保護条例第11条第2項の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
- ・ 指定管理者は、施設の使用許可承諾等行政処分に対応する権限を行使するときは、宇土市行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

(3) 施設の設備及び物品の適正管理を行うこと。

(4) 災害発生時等においては、指定避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠等の必要な措置を講じること。

(5) 安定した管理業務を行うため、現在の指定管理者においては、勤務している従業員の内、引き続き勤務を希望する者の継続雇用を行う等の配慮を行うこと。

(6) その他、別紙仕様書に定めるとおり。また、業務の細目的事項は、協議の上協定で定める。

#### **4 指定の期間**

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5ヵ年とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

また、指定期間中に、施設の改修等のため施設の使用が出来なくなる場合は、事前に協議を行い、基本協定若しくは年度協定の見直しを行います。

#### **5 管理に要する経費**

(1) 管理運営経費について

見込まれる施設の管理運営経費は人件費，設備等保守管理費，消耗品費，修繕費，燃料費，

光熱水費、清掃費、その他維持管理費、事務費等の費用

(2) 利用料金について

施設の管理では、利用料金制度を導入します。施設の管理にあたり宇土市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金等は、指定管理者の収入となります。

(3) 委託料（指定管理料）について

① 基準価格（上限額）

社会体育施設の管理に要する経費は、利用料金収入及び市から支払う指定管理料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、以下に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の指定管理料の提案を求めます。なお、市からの指定管理料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

また、指定期間終了後において、NPO 法人を除く事業者に決算剰余金（収益）が発生した場合は、一部をスポーツ振興基金として市へ納付することとします。

基準価格	202,525千円（消費税及び地方消費税を含む）
（令和5年度）	40,505千円
（令和6年度）	40,505千円
（令和7年度）	40,505千円
（令和8年度）	40,505千円
（令和9年度）	40,505千円

※消費税の改正等があった場合には、別途協議を行います。

② 留意事項

ア 令和5年度から令和9年度までの各年度の指定管理料は、原則として同一金額とし、選定された指定管理者との年度協定等で決定しますが、この期間中に施設改修工事等で、利用が出来ず収入・支出に影響が見込まれる場合は、指定管理者等と協議を行い、年度協定等の変更により、指定管理料を見直すこともあります。

イ 修繕料について、1カ年の累計額が100万円未満の場合は、100万円から1カ年の累計額を差引いた残額を市へ返納ください。

ウ 基準価格を超える提案があった場合には、第1次審査で失格となりますので、御注意ください。

## 6 応募資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 熊本県内に本社（本店）又は営業所（法人格を有しない場合は事業所等）を有するもので、指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること。
- ③ 宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に規定する、指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑦ 暴力団又はその構成員の統制のもとにないこと。
- ⑧ スポーツ施設の管理業務実績を有していること。

※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、市とのやり取りについては代表団体が行うこと。なお、代表団体は、「6

応募資格」①～⑧の全てを満たすことが必要で、その他の構成員は②を除くすべての要件を満たすこと。

- ② 申請書の記名等については、参加者全員が行うこと。
- ③ 「13 提出書類」の(3)～(9)については、参加者それぞれについて提出すること。
- ④ 一申請者一提案  
申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。
- ⑤ 申請書類の提出後、指定管理者に指定された場合は当該指定管理者の債務の履行終了まで、指定管理者とならなかった場合は選定結果の通知を得るまで、グループの代表者及び構成員の変更は原則として認めません。ただし、事前に宇土市の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- ⑥ 指定管理者に指定された場合は、グループの構成団体は指定管理者としての業務の遂行および業務の遂行に伴う債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

## 7 選定方法

(1) 指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿ってそれぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に市において選定します。

(2) 審査基準と配点

選定基準 (指定手続条例第3条)	評価項目	評価の着眼点	配点
住民の平等な利用を確保できるものか	住民の平等な利用	市が示した方針を理解し、平等な利用が確保できているか ・施設の設置目的及び市の方針に合致しているか ・住民の施設の平等な利用を確保できるか	10
施設の効用を最大限に発揮させるものか	利用者の増加	利用者の増加を図るための具体的手法は適切か ・年間の広報計画の内容は適切か ・利用拡大の取組内容は適切か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか	50
	サービスの向上	サービスの向上を図るための具体的手法は適切か ・募集要項に示した内容の提案は適切か ・自主事業の提案は市が意図した企画となっているか ・施設の整備、機能を活用した内容となっているか	
	施設の維持管理	施設の維持管理の内容は適切か ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効果的に行われているか	
管理に係る経費の縮減が図られるものか 管理を安定して行うため財政的基礎を有しているか	提案価格※	提案価格の得点	15
	経理的基盤	安定的な運営が可能となる経理的基盤が整っているか ・収支計画の実現可能性はあるか ・団体の財務状況は健全か	
管理を安定して行うために必要な人員を有しているか	実施体制	安定的な運営が可能となる組織・体制が整っているか ・職員体制は十分か、また採用や確保の方策は適切か ・緊急時や住民、利用者からの対応等の体制は確保されているか ・職員の指導育成、研修体制は十分か	15

その他、社会体育施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	スポーツ施設としての活性化	スポーツ施設の活性化を図るための具体的手法は適切か ・利用者の平等な利用の確保により生涯スポーツ等の普及や振興が期待できるか ・市スポーツ振興の発展に寄与することが期待できるか	10
合計点			100

(3) その他

- ア 指定管理候補者の選定は、提出書類を基に書類審査を行い、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。
- イ 申請者が1団体であっても選定委員会で審査し、施設管理者としての適否を判断します。

## **8 選定委員会（申請者プレゼンテーション）**

- ① 令和4年9月頃に実施する予定です。詳細な日時、場所等については後日通知します。
- ② 申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。
- ③ 委員会は非公開とします。

## **9 選定結果等の公表**

- ① 申請した団体の名称については公表します。
- ② 選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、市ホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

## **10 指定管理者の指定**

- ① 指定管理者は令和4年12月宇土市議会の議決を経て指定されます。市議会で当該議案が否決されたときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- ② 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結します。協定の発効日は、令和5年4月1日とします。  
また、管理運営の細目、指定管理料等の確認のため、指定期間中、毎年度当初に年度協定を交わすこととします。

## **11 質問事項の受付**

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和4年7月25日（月）から7月29日（金）まで
- ② 受付方法 質問票（別紙様式4）に記入のうえ、FAX又はメールで提出してください。

## **12 現地説明会の実施**

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、令和4年7月15日（金）午後5時までに、現地説明会参加申込書（別紙様式5）に記入のうえ、持参、郵送、FAX又はメールで宇土市教育委員会事務局教育部生涯活動推進課スポーツ振興係に提出してください。

- ① 開催日時 令和4年7月20日（水） 午後2時から1時間程度
- ② 開催場所 宇土市民体育館（大会議室）

## **13 提出書類**

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 宇土市社会体育施設指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 宇土市社会体育施設指定管理者収支予算計画書（別紙様式3）
- (4) 定款，規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては，当該法人の登記簿謄本
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表，収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (7) 申請の日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (8) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- (9) 滞納のない証明書  
法人税，消費税，地方消費税及び宇土市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所の所在地を有する者）にあっては，主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）等全ての税における直近の年度における滞納のない証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類  
グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体，役割分担，代金請求・受領団体等を明らかにした書類），宇土市暴力団排除条例に基づく誓約書

#### **1 4 提出先及び提出期間等**

- (1) 提出先 宇土市教育委員会事務局教育部生涯活動推進課スポーツ振興係  
〒869-0433 宇土市新小路町95番地  
電話0964-23-2642 FAX0964-23-1002  
メールアドレス：taiiku01@uto.kumamoto.jp
- (2) 提出期間 令和4年8月8日（月）から令和4年8月22日（月）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。  
※郵送の場合，書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。  
※メール，FAXでの提出は認めません。
- (3) 提出部数 正本1部及び副本10部
- (4) 辞退 申請書提出後に辞退される場合は，速やかに指定管理者指定申請辞退届（別紙様式6）を提出してください。

#### **1 5 その他留意事項**

- ① 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。
- ② 提出書類はお返しできません。また，提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③ 提出された書類は，情報公開の請求により開示することがあります。
- ④ 本要項中に記載しているほか，以下の事項に該当する場合は，無効または失格となる場合があります。
  - i 申請書の提出方法，提出先，提出期限などが守られなかったとき
  - ii 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - iii 申請に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - iv 虚偽の内容が記載されているもの
  - v その他，選定委員会で協議の結果，審査を行うに当たって不適当と認められるもの
- ⑤ 指定する前に応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき，又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと思われるとき，若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは，指定管理者の指定を行わないことがあります。

- ⑥ 指定後に、応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

## **1 6 添付資料・様式**

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 宇土市社会体育施設指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 宇土市社会体育施設指定管理者収支予算計画書（別紙様式3）
- (4) 質問票（別紙様式4）
- (5) 現地説明会参加申込書（別紙様式5）
- (6) 指定管理者指定申請辞退届（別紙様式6）
- (7) 指定管理者管理運営業務共通仕様書及び個別施設仕様書
- (8) リスク分担表
- (9) 個人情報取扱特記事項
- (10) 管理運営に関する協定書（案）
- (11) 関係条例
- (12) その他の参考書類
- (13) 宇土市暴力団排除条例に基づく誓約書

### **【問い合わせ先】**

宇土市教育委員会事務局教育部生涯活動推進課スポーツ振興係

電話：0964-23-2642

FAX：0964-23-1002

メール：taiiku01@uto.kumamoto.jp